

自動販売機設置仕様書No. 2

志木市役所庁舎に自動販売機の設置を希望する方（以下、「設置者」という。）は、以下に留意し、入札に参加するものとする

1 設置場所

設置場所は、志木市中宗岡 1－1－1 志木市庁舎 1 階部分とする（別紙【物件詳細シートNo. 2】参照）。

2 契約期間

賃貸借期間は、令和 7 年 7 月 1 5 日から令和 1 0 年 7 月 1 4 日までとする。

また、自動販売機の設置及び撤去の日は、市の担当者及び設置者にて協議のうえ賃貸借期間内で市が指定する日とする。

3 自動販売機設置に係る行政財産賃貸借料

- (1) 地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく公募入札により貸し付けるものとし、年額の賃貸借料は、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

また、1 年未満の期間に係る賃貸借料の額は年額を月割計算し算出された額とする。

- (2) 設置者は、契約期間中の年度毎に発行する納入通知書により、指定された納期限内に賃貸借料を支払わなければならない。

4 自動販売機の設置・管理・運営について

設置者は、自動販売機の設置・管理・運営に当たって、以下に記載する事項を遵守するものとする。

(1) 安全対策

設置者は、自動販売機の設置における安全を確保するため、以下の安全対策を講じるものとする。

- ①転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格 JIS B8562）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、庁舎の建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ②販売物品の安全性確保のため、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、当該自動販売機は、屋内装置であるが、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 販売品

- ①販売品は、飲料水とし、煙草・アルコール類の販売は認めない。

②物件No.2については、志木市上下水道部が販売している「志木の恵水「水輝」」を販売すること。なお、調達方法上下水道部と協議のうえ、決定し、販売価格については市で指定しない。また、「志木の恵水「水輝」」の販売は、自動販売機を設置してから6か月以内には開始すること。

(3) 商品補充・変更・消費期限の確認

設置者は、設置する自動販売機へ商品を補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。また、設置者は、販売物品を起因とする事故等の発生に対して、自らの責任において誠実に事故の収束に努めること。

(4) 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者は、設置する自動販売機の売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。

(5) 故障時の対応

設置者は、日頃から保守業務を随時行い、設置した自動販売機に故障が発生した場合、速やかに保守員を派遣し対応するなど、当該自動販売機の機能維持に努めるものとする。なお、設置者は、設置する自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、利用者の問い合わせ等に誠実に対応すること。

(6) 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めるものとする。

①原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

②回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。

③使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。また、1か月に1度は、清掃をし、汚れ等を除去すること。なお、回収は、原則的に開庁日のみとし、やむを得ず閉庁日における作業を行うときは、事前に庁舎管理責任者の承認を得るものとする。

④使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

(7) 費用負担

設置者は、以下の費用を別途負担するものとする。

①電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、賃貸借料とは別に、設置者が市に対し支払うものとする。なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎月末に検針を実施し、6月末、9月末、12月末及び3月末に3か月分を集計するものとする。なお、料金については、東京電力エナジーパートナー（株）の従量電灯Bの料金算定を基礎に算出するものとする。

②自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は、設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、庁舎管理責任者の指示に従って

行うこと。

(8) 原状回復

設置者は、賃貸借期間が満了または契約が取り消された場合は、速やかに原状回復し、
庁舎管理責任者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は、設置者の負担と
し、設置者は一切の補償を市に対し求めることができないものとする。

(9) 売上の報告

設置者は、毎月の売上金額と売上個数を6月末、9月末、12月末、3月末ごとに取り
まとめて、庁舎管理責任者へ報告すること。なお、報告する際はデータによるものと
する。

5 使用上の制限

設置者は、賃貸借決定から賃貸借期間満了までの間、以下の事項について遵守するもの
とする。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、賃貸借料を確実に納付すること。
- (2) 賃貸借物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 賃貸借物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。